

秩父市

ドローン操縦者 技能証明取得支援補助金

◎ドローンを活用した業務の効率化や新たな事業分野の創出を図る市内事業者に対して、ドローン操縦者技能証明の取得に係る経費の一部を補助します。

対象者

市内に事業所を有する事業者で市税の未納がない方（**全業種対象**）

※県・国等のその他補助金との併用不可

【補助対象】

補助対象技能証明 種類	1. 一等無人航空機操縦士 2. 二等無人航空機操縦士 ※昼間飛行の限定変更、目視内飛行の限定変更、 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更を含む
補助対象経費	1. 登録講習機関における入学金及び講習受講費用 または指定試験機関における実地試験費用 2. 指定試験機関における学科試験費用 3. 身体検査費用 4. 技能証明書交付手数料



補助金の額 補助対象経費の **1/2** を補助（上限 20 万円）

申請書類

- ・申請書（様式第 1 号）、経費見積書
- ・会社概要書及び技能証明取得予定調書（別紙 1）
- ・経費見積書（別紙 2）＜補助対象経費の積算等が確認できるもの＞

事業着手前に、交付申請書へ関係書類を添えて申請してください。

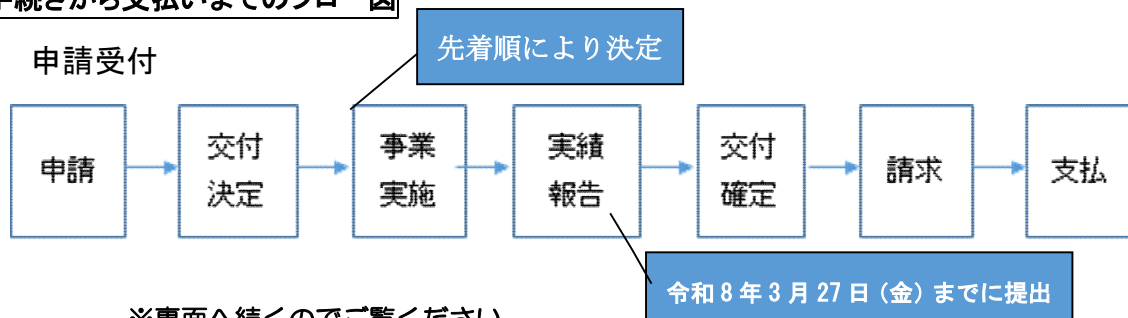


HP の QR コード

◇申請書は市の HP から
ダウンロードできます

申請期間	令和 7 年 4 月 1 日(火) ～
申請先	先端技術推進課（歴史文化伝承館 3 階） ※郵送可（〒368-8686 秩父市熊木町 8-15 先端技術推進課 宛） 締切当日の消印有効

申請手続きから支払いまでのフロー図



Q & A（よくある問い合わせ）

Q 1	年度内にライセンスを取得しなければ、補助対象とならないのか？
A 1	交付決定日以降に受講等を開始し、 事業実施期間（令和 8 年 3 月 27 日まで）内に技能証明書又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知を取得した場合に対象 となります。
Q2	対象となる登録講習機関について、埼玉県内の事業所といった条件はあるか？
A2	登録講習機関の所在地については問いません。 登録講習機関については、国土交通省のホームページに記載されている登録講習機関情報一覧を参照ください。 ＜以下、参照URL＞ https://www.mlit.go.jp/koku/license.html#anc03
Q3	既に一等や二等ライセンスの講習を受講中だが、対象となるか？
A3	対象になりません。 交付決定日以降に受講等を開始し、事業実施期間内に技能証明書又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知を取得した場合に対象となります。
Q 4	既に民間ライセンスを取得し、二等学科試験に合格しているが、新たに一等を取得する場合は対象になるのか。
A4	民間資格及び二等無人航空機操縦士の技能証明取得者であっても、一等無人航空機操縦士の技能証明や限定変更を新たに取得される場合は対象となります。 なお、二等無人航空機操縦士技能証明については、交付決定日以前に受講等を開始しているため、対象外となります。
Q5	農薬散布等を目的に農業用ドローンを活用しようとする物は
A5	業種問わず、事業に活用する場合は、対象となります。
Q6	他の補助金を受けている場合でも、当該補助金の交付を受けることは可能か？
A6	本事業以外に国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の交付を受けている場合は、併用はできません。 ※他の助成金例）厚生労働省管轄の「人材開発支援助成金」（ドローン講習機関に通学される際に申請できる助成金）

＜その他＞

本補助金をご活用いただいた場合、災害対応等の空撮において協力を依頼する場合があります。
その場合は、各社の業務において支障のない範囲で、ご協力をお願いいたします。